

島根県障がい者活躍推進計画の令和4年度における実施状況の公表

1. 評価年度 令和4年度

2. 目標に対する達成度

項目	目標	令和4年度実績
1 採用に関する目標	実雇用率が当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ・令和5年度の法定雇用率：2.60%	令和5年6月1日時点 2.70%
2 定着に関する目標	3年以内の離職者ゼロ（※1）	離職者ゼロ
3 満足度、ワーク・エンゲージメント（※2）に関する目標	働きやすさ指数（※3）：前年度を上回る ・令和3年度：75.5% やりがい指数（※4）：前年度を上回る ・令和3年度：38.2%	働きやすさ指数：92.4% やりがい指数：42.3%

（※1）3年以内の離職者ゼロ：計画策定の令和2年4月以降に採用された者を対象とする。なお、ワークセンターに勤務しながら特定の期間内に一般就労することを目指している職員が一般就労を理由として離職した場合など、不本意な離職でない場合は離職者に含めない

（※2）ワーク・エンゲージメント：仕事への積極的関与の状態で「仕事に誇りや、やりがいを感じている」、「仕事に熱心に取り組んでいる」、「仕事から活力を得ていきいきとしている」の3つが揃った状態

（※3）働きやすさ指数：対象者に対するアンケート調査において、「島根県に就職し、現在働いている状況」について、「①満足」、「②やや満足」、「③やや不満」、「④不満」のうち、①又は②と回答した割合

（※4）やりがい指数：対象者に対するアンケート調査において、「担当業務について、やりがいを感じるか」について、「①強く感じる」、「②かなり感じる」、「③概ね感じる」、「④感じないときが多い」、「⑤感じない」のうち、①又は②と回答した割合

3. 取組内容の実施状況

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

① 組織面

- 「島根県障がい者活躍推進関係機関協議会」を開催し、計画の実施状況の点検、庁内関係機関と協議を行った。
- 各所属に支援担当者を、各部局に当該部局の支援担当者を選任するほか、人事課に統括支援員を配置し、障がい者本人やその上司、支援担当者などが相談しやすい体制を整備した。

② 人材面

- 「障がい（者）理解に関する研修会」を東部・西部・隠岐の3会場で開催した。
- 島根労働局が主催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の出前講座を、東部・西部の2会場で開催した。
- 要望のあった所属に対して、統括支援員による所属内研修を実施した。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障がいのある職員の職場での状況や課題に係るヒアリングを実施し、職員と業務のマッチング等の状況を確認した。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

① 職務環境

- 障がいのある新規採用予定者に対し、採用前面談により障がい特性の把握や合理的配慮の必要性等を確認し、その後も要望に応じて、定期的な面談等継続的に実施した。

② 募集・採用

- 一般職員及び会計年度任用職員について、身体障がい者、精神障がい者及び知的障がい者を採用した。

③ 多様な働き方

- 年次有給休暇などの各種休暇について、通知などにより利用促進を図った。

④ キャリア形成

- 本人の希望を踏まえつつ、研修受講に必要な合理的配慮を行った。

⑤ その他の人事管理

- 定期的な面談の実施及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握等を行った。
- 障がいのある職員を対象にアンケート実施し、仕事の状況や職場環境等について確認した。
- 関係機関との連携による職場適応に向けた支援を行った。

4. 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果

(1) 目標に対する達成度に対する点検結果

① 採用に関する目標

令和5年6月1日時点で2.70%を達成。引き続き、障がい者の採用に努める。

② 定着に関する目標

令和4年度は、正規職員及び会計年度任用職員を16名雇用し、不本意な離職者はなし。引き続き不本意な離職者ゼロを目指し、必要な配慮等を行っていく。

③ 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標

働きやすさ指数、やりがい指数ともに前年度を上回り、目標を達成。今後も目標達成に向けた環境整備等の取組を進めていく。

(2) 取組内容の実施状況に対する点検結果

- 令和4年度は、協議会の開催による実施状況の点検や障がい者理解に関する研修の実施など計画に基づく取組を概ね進めることができた。一方、新型コロナウイルス感染症の影響で、所属へのヒアリングなど、一部実施を見送った。

- 令和5年度については、引き続き職員アンケートや、職員や所属との面談等を通じて見えた課題に対して検討の上、できるものから対応する。また、令和6年度からの法定雇用率引き上げに伴い、積極的な採用及び定着に向けた環境整備を行う。

5. 計画の見直し・修正

- 計画期間満了に伴い、令和5年4月に改定。